

貸付事業に関わる債権管理業務委託
公募型プロポーザル募集要項

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

1 目的

貸付事業に関わる債権管理業務受託事業者の選定について、効率的で効果の高い事業が実施できるようプロポーザル方式により企画提案の公募を行う。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

貸付事業に関わる債権管理業務委託

(2) 委託業務の内容

「貸付事業に関わる債権管理業務委託仕様書」(別添)のとおりとする。

(3) 業務委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限金額

68,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 留意事項

本公募は、令和7年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に実施するもの。本事業の実施については令和7年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約できない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。この場合においても、本プロポーザルに要した費用を請求することはできない。

3 スケジュール

(1) 募集要項等の配付及び配布場所

令和6年12月17日(火)から令和7年1月20日(月)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く。)各日とも午前9時から午後5時まで。なお、令和7年1月20日(月)は正午まで。

(2) 配付場所

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 生活支援課
所在地 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11
奈良県社会福祉総合センター 1階

電話 0744-29-0100

※ 郵送による配付は行わない。

※ 募集要項等は、「奈良県社会福祉協議会(以下、『本会』とする。)ホームページ」で公開する。

ホームページ URL <https://nara-shakyo.jp/>

(3) 質問及び回答

① 受付期間

令和7年1月10日(金)正午まで(必着)

② 提出方法

- ・「質問票」(様式4)により、電子メール又は FAX で下記担当課へ送付すること。(口頭又は電話での問合せは受け付けない。)
- ・質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。
- ・電子メールで送付の場合には、件名に「貸付事業に関わる債権管理業務委託公募型プロポーザル受託者募集質問票」と表記すること。
- ・質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、質問者の氏名等をふせて、「本会ホームページ」(上記3(2)の URL と同じ)上にて公開する。なお、個別には回答しない。

(4) 参加申込書の提出期限等

① 提出期限

令和7年1月10日(金)正午まで(必着)

(土曜日、日曜日、祝日を除く。)持参の場合の受付は各日とも午前9時から午後5時までとする。なお、令和7年1月10日(金)は正午まで。

② 提出先

下記3(7)の担当課に同じ

③ 提出方法

様式1「参加申込書」及び様式2「事業者の概要」を郵送又は持参にて下記担当課へ提出すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。郵送する場合は、電話により郵送した旨の連絡をするとともに、提出書類が配達された日時及び時刻が証明できる方法によること。

なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。また、提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面により通知すること。

(5)企画提案書の受付期間

令和7年1月20日(月)正午まで(必着)

(土曜日、日曜日、祝日を除く。)各日とも午前9時から午後5時まで。なお、令和7年1月20日(月)は正午まで

※提出書類等詳細については、「5. 応募手続き等」を参照すること。

(6)事業者決定

令和7年1月下旬(予定)

(7)担当課

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 生活支援課(担当:青木)

所在地:〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11

奈良県社会福祉総合センター

電話:0744-29-0100

FAX:0744-29-0101

メールアドレスについては電話により上記に問い合わせること。

4 参加資格要件等

(1) 企画提案を提出する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

①プライバシーマークを取得していること(その証明書を添付し提出すること)

②緊急小口資金等特例貸付事業における派遣又は業務受託実績があること

③業務において業務分析を実施し、作業単位で可視化し、業務の効率化および適切な人員配置に向けた提案ができることが望ましい

④業務において AI-OCR 等のデジタルツールの活用によって、省力化・品質向上に向けた提案ができることが望ましい

⑤万が一の個人情報漏えいに備え、個人情報に対応する個人情報漏えい保険に加入することが望ましい

⑥次のいずれにも該当しないこと

a. 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

b. 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

c. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

d. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与してい

るとき。

e.役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

f.本契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記 a から e のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

g.本契約に係る下請契約等に当たって、上記 a から e のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合(上記 f に該当する場合を除く。)において、本会が契約の相手方に対して下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

h.本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

5 応募手続き等

応募については、1応募者につき1提案に限る。

(1) 企画提案書の提出期限

令和7年1月20日(月)正午まで(必着)

(2) 提出場所

上記3(7)の担当課に同じ

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。なお持参の際は、事前に提出予定時間を連絡すること。

(4) 提出物及び部数

下記①～③について、9部(正本1部、副本8部)を提出すること。

ただし、副本については提案事業者名が判別できる記載や用紙の使用を行わないこと。

①企画提案書(様式3)及び見積書(契約総額と内訳を記載)

②プライバシーマーク登録証の写し

③登記事項全部証明書

(5) 企画提案書の作成等について

企画提案書は以下のとおり作成すること。

①業務実施計画について

②業務運営体制について

③業務実施内容について

④類似業務の委託実績について

⑤経費見積書(契約総額と内訳を記載)

(6) 様式等

①企画提案書類の用紙は、原則としてA4版とし、上記(5)の項目に沿って作成すること。

②企画提案書類は、簡潔かつ明瞭に記載すること。

6 業務契約相手方の特定等

(1) 特定方法

企画提案書の内容をもとに、別途設置する選定委員会において、別記「貸付事業に関わる債権管理業務委託事業者選定に係る審査基準」に沿って審査を行い、本業務委託契約の相手方を特定する。

提案が複数ある場合は、各委員の合計点数の総計が満点の6割以上の者のうち、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

なお、提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ、審査委員会の合議により認められた者については、当該提案者を受託事業者として特定するものとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

(2) プレゼンテーション等について

令和7年1月29日(水)開催予定の委員会において、プレゼンテーションを行うこと。
なお、委員会の時間、場所などについては、別途通知する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、選定後速やかに、各提案者あて書面にて通知する。

(4) 審査結果について

審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(5) 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- ①上記4に示した参加資格要件が備わっていないとき
- ②参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき
- ③提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ④一以上の審査項目についての記載がなかったとき
- ⑤委託上限額を超える見積書が提出されたとき
- ⑥プレゼンテーションに応じなかったとき
- ⑦その他不正な行為があったとき

7 契約等

- ・上記により特定された者は、速やかに本会と本業務に係る契約を締結すること。
- ・提案内容の履行については、原則として契約内容に含めるものとする。
- ・契約にあたっては、本会の諸規程が適用される。
- ・業務委託料の支払いは、月ごとの精算払いとし、本会に請求書を提出し、提出を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。
- ・契約内容等については、特定された者に別途通知する。
- ・特定後、速やかに本会と協議を行うこと。

8 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の特定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等(役員(非常勤を含む。)、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合【上記(6)に該当する場合を除く。】において、本会が契約の相手方に対して下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が8のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し委託者を変更することがある。また、

上記理由で契約を解除した場合は、契約の相手方は損害賠償義務が生じる。

10 その他

- (1)本業務の成果等は、本会に属する。
- (2)企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3)企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (4)書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

11 問い合わせ先

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 生活支援課(担当:青木)

所在地:〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11

奈良県社会福祉総合センター 1階

電話:0744-29-0100

FAX:0744-29-0101

メールアドレスについては電話により上記に問い合わせること。